

公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟

## コンプライアンス・倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下「連盟」という。)におけるコンプライアンス及び倫理について規定する。

(定義)

第2条 本規程において「コンプライアンス」とは、法令(行政上の通達・指針等を含む。)、連盟規則(定款、運営規程その他連盟が定める規程をいう。)、連盟が締結した契約等及び倫理規範(以下「法令等」と総称する。)の遵守をいう。

(運営方針等)

第3条 連盟又は連盟加盟団体の役員、委員及び職員(以下「役委員」という。)並びに連盟に登録した競技者、スタッフ及び審判員(以下「全登録者」という。)は、連盟の業務の推進に当たり、コンプライアンスを最優先の運営方針の一つと認識し、この規程を遵守しなければならない。

2 連盟に登録している競技者及びそのスタッフは、前項に定めるもののほか、別に定める「登録競技者・スタッフ行動規範」を遵守しなければならない。

(役委員・全登録者の責務)

第4条 役委員及び全登録者は、前条第1項の運営方針をふまえ、法令等を厳守することはもとより社会的規範を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役委員・全登録者の禁止事項)

第5条 役委員及び全登録者は次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反する行為
- (2) 他の役委員又は全登録者に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役委員又は全登録者の法令等に違反する行為を黙認する行為

(コンプライアンス・倫理委員会)

第6条 連盟は、コンプライアンス・倫理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、コンプライアンスを実現するために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制及びその他関連する諸規程等の作成・制定
- (2) コンプライアンス上解決すべき課題への対応
- (3) コンプライアンスについての啓発
- (4) コンプライアンス対応状況の確認並びに方針及び体制の見直し
- (5) その他、コンプライアンスを実現するために必要な事項

(委員会の組織)

第7条 委員会は、専務理事、事務局長、法務顧問及び総務・競技・大会審判の各委員長で構成する。

2 委員会の委員長は、専務理事とする。専務理事が不在又は事故あるときは、別に会長が指名する理事が行う。

3 監事は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(委員会の開催)

第9条 委員会は、委員長が招集し半期毎に1回開催する。ただし、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(委員会の議事)

第10条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て決定する。

(委員会の事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

(機密保持義務)

第12条 委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その者がその職を退いた後も、同様とする。

(通報)

第13条 役委員及び全登録者は、他の役委員又は全登録者が第5条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに委員会又は別途定める外部機関に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第14条 連盟は、委員会の審議に基づき、第5条の規定に違反した役委員又は全登録者を連盟規則等に照らし懲戒処分に付すことができるとともに、連盟に損害を与えた役委員又は全登録者に対して損害の賠償を求めることができる。

2 役委員及び全登録者は、次に掲げる事由を理由として損害賠償責任を免れることができない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 連盟の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談)

第15条 役委員及び全登録者は、自らの行為又は意思決定が第5条に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ委員長又は法務顧問に相談しなければならない。

(教育研修)

第16条 連盟は、役委員及び全登録者に対し、コンプライアンスへの正しい知識を習得し、理解と関心を深めるために、必要に応じ、教育及び研修を行うものとする。

(改 廃)

第17条 本規程の改廃は、委員長が発議し、理事会の決議による。

付則

1. 本規程は、平成25年 4月12日から、施行する。